

予算審査特別委員会

日 時 令和7年3月18日（火）

14:00～16:46

場 所 議場

出席者 議長、副議長、議員7名（欠席：なし）（傍聴者：なし）

説明員 農林課長、古川室長、榎尾室長

書 記 長崎局長、倉光書記

○櫃田委員長 予算審査を再開します。

本日は、保留となっておりました青年結婚・UIターン促進事業、農業後継者育成対策事業、林業後継者育成対策事業を行います。林業後継者育成対策事業につきましては、農林課から説明のみといたします。資料を提出していただいておりますが、審査にもう少し時間を要しますので、21日の総括において審査を行いたいと思います。

それでは、農業後継者育成対策事業について、農林課の説明をお願いします。

○櫃田委員長 この農業後継者育成対策事業ですが、質疑等々ございましたら、委員の皆さんからの質疑を受けます。

社会保険料支援補助金についてですが。

○岩崎委員 社会保険料ですか。

○櫃田委員長 はい。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 社会保険料の掛金の助成ということで、資料のほうを頂戴いたしました。それで、この社会保険料の助成事業につきましては、いつだったっけな、令和3年度から実施されとって、それ以降、継続して予算があったと思うんですけども、この資料を頂きましたら、令和4年度、5年度、農業の関係ですけども、それぞれ2名、3名と社会保険料の補助のほうをしておるところですが、要綱によりますと、5年間の継続した補助となっておるんですが、例えば4年度にしても、まだ継続中だし、ましてや5年度っていうのはまだ継続中だと思われます。そこら辺りの補助の実際はどうなってますでしょうか。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 この社会保険料の助成事業につきましては、要綱のほうで5年というふ

うには書いてあります。5年以内というふうにしておりますので、そこにつきましては、最初雇用されてから5年間で縛るというような要綱というふうには正直してないところがございまして、予算の範囲内で、単年度ごとに予算のほうを確保しながら行っていきたいというふうなところでございました。本来ですと5年間行うというものが筋だという部分はあるかとは思いますが、令和7年度におきましては、社会保険料助成事業につきましては、予算がつかなかったというふうに御認識いただければというふうに思います。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 それと、私も気づかなかったかもしれませんが、6年度もこの予算はなかったということでしょうか。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 6年度につきましては予算のほうを要求しておりまして、雇用されている事業所があるということも認識しておりましたので、そのところで予算化のほうをしております。従来からお勤めである方であったりとか、聞き取りをした中で追加ということがあったところについては、追加をしてというところで予算要求をしておりました。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 確かに5年間で保証するものではないとおっしゃいましたけれども、ましてや単年度で、区切り区切りで補助する事業であれば、その考え方っていうのはもちろんありなんですけども、いわゆる5年間の補助があるから雇用をして、頑張ってみようという法人、経営体に関しては非常に面白くない、まさに裏切られたような話だと思います。恐らくそういうことって、これまで町の補助事業の中であったかどうか分かりませんが、私が思うに、そういうのはまずなかったんじゃないかと思うわけですし、そこら辺りの考え方っていうのはいろいろと、今日ではない、以前、課長のほうがおっしゃいましたんで、そこら辺の考え方っていうのは分かりますけども、そういうような重要な施策の一つが一方的に打ち切られたというふうな私は捉え方をします。

いいです。ありがとうございました。

○櫃田委員長 よろしいですか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 1点確認させていただきたいと思いますが、これ、担当課の説明の中で、これを打ち切られたということが、県の助成、今までが県4分の1、町4分の1で実施していたのが、の補助で、それで、県の助成が打ち切られたので、これを廃止するというよう

な説明を受けたように自分、認識しておりますが、その点はどうでしょう。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 すみません、こちらは県の事業はついておりませんで、林業のほうは以前から県が4分の1、町が4分の1で、2分の1の補助をするようになっておりまして、正直、林業の事業をまねてつくったところではありましたが、町の今年度の予算を考える中で、最終的に、当初はこの社会保険料助成ではなく、もっと金額の多い日南町版農の雇用というようなものはできないかというところで要求をしておりましたが、それにつきましてはもう少し、金額が非常に大きいというところがありまして、予算上つかなく、こちらの事業についても見直しを図るというところで、落とさざるを得なかったというところがございます。県の事業と連携したものではなく、単町の事業というふうになります。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 すみません、1点だけ。途中で、令和4年度2名、5年度3名、この方の分を打ち切るということなんですけども、事前に打ち切りしますよということは、雇用されております法人のほうには説明のほうは行っておられますか。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 予算査定の中で決まったところでございますので、全事業所ではないですけども、一部の事業者さんには、今年度で社会保険料助成については、終わりといいますか、予算のほうがつからないところがありましたので、申し訳ないということで、おわびをしております。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 ちょっと社会保険料の基本的なことを確認したいんですが、この社会保険料は労働保険、要するに労災であるとか雇用保険も入った内容なのか、それは抜いてるのか、それを確認したいんですが。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 委員おっしゃったとおり、雇用保険まで入った内容になっているというふうに認識しております。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 全て、健康保険、介護保険、それから厚生年金、全部50%、50%で、事業者負担です。雇用保険についても、事業者と本人は50%、50%、ただし、労災保険は100%事業者負担なんです。ですから、私、今確認したのは、これ社会保険料とい

いますけども、5つの保険がなってるのか、それをちょっと確認したかった。要するに、労災も補助の対象に入ってるのかどうかということです。労災は従業員は入らなくていいですから、これ、会社が入るべき、100%負担なんで、だから、ここで事業者負担とか、いろんな負担を書いてありますが、その辺のちょっと確認をしたかったんで。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 すみません、労災保険につきましては、除外をしております。

○大西委員 雇用保険は入ってない。

○坂本農林課長 はい。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっと私、聞きたいのは、今までも町負担4分の1のみということで、県負担がないということで、県がまず、農業者に対してやってないということがちょっと私は理解できないんですけれども、これでさらに町負担をなくすということになると、やはり林業の法人、事業者と農業の事業者の方で不公平感が広がると思うんです。だから、やっぱりちょっとなくすならなくすで、もうちょっと、ただ予算要求が通りませんでしたでなくて、農業者のほうはなぜなくすのか、農業者はもっと手厚いことをしてますからなくすんですっていうようなことがあるんならともかく、ちょっと何もしでなくすというのは、事業者の方の理解も得にくいかなと思うんですが、そんなことはないですか。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 補助金をなくすことに対して理解が得られるということはなかなか、正直難しいことだと思っております。これがたくさん農業のほうで補助をしているから要らないというふうに認識したわけではございません。補助をする中で、やはり喫緊の課題とすべきこととすれば、町としては機械補助も含めて、いかに経営を安定させていくかというところだと思っております。義務張り6分の1の事業であったとしても、その6分の1がなければ、県の事業を活用することもできません。総合的に判断しまして、まずは機械導入ということを優先しまして、今年度、予算を組むに当たって、この単町事業については予算を削ったというふうにしております。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 機械導入ということに対しては、それも大事なこともかもしれません。林業のほうもそれは当然、この間説明があったような大きな機械を入れたりして、機械の補助というのはあるわけで、この社会保険料の掛金の助成というのは、非常に数少ない直接支援

の一つなわけですね。だから、意見になってしまいますけど、私はなくしてほしくないですねっていう、それだけ、そういうことなんですけども、じゃあ、なくす必然性というのが分かりませんという感じがします。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 すみません、間違えておりました。訂正させてください。

社会保険料の助成につきまして、雇用保険のほうにつきましては対象外ということで、健康保険、介護保険、厚生年金の部分のみ、3つが対象ということにしております。すみませんでした。

○櫃田委員長 そのほかよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次の林業後継者育成対策事業は、審査は21日に行いますが、何か質疑があれば許します。よろしいでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 資料請求というか、第2世代交付金の実施計画を見させていただきましたが、なかなかこれが理解しにくいもので、要点を再度ちょっと説明のほうをお願いしたいと思っていますが。

○櫃田委員長 高木主任。

○高木主任 それでは、実施計画の説明させていただきます。

まず、この交付金なんですけれども、主な目的が、地方への人の流れというものを目的とした事業になっております。地方への人の流れの中で、移住促進ですとか地方創生人材の確保、育成等の人材分野に関する交付金となっております。

事業としましては、学生寮の整備もするんですけれども、一番はいかに人を地方に呼び込むかということで、大きく森林教育という部分について人を呼び込むための施策を盛り込んでおります。今まで町内の小学生、中学生、また、こども園の園児などを対象に森林教育などを実施してきました。このような取組を町外の方にも向けて発信して、町外から、今まで日南町が行ってきた森林教育というものを一つのコンテンツとして、人を呼び込めないかということで、この交付金で取り組むということを行っております。

また、それ以外にも、林業アカデミーの中で、事業の一部が公開講座とできるという規則になっております。ただ、今までは林業アカデミーの校舎、教室が十分な広さがないということで、なかなか公開講座の実施も難しい状況でしたので、では、こういった公開講座などを実施できるように広い講義室などを準備して、町民の方などを招いて講義ができ

るようなことができないかということで、そういった整備も行うとしております。

また、昨今の林業では、スマート林業、ITなどを活用した林業の推進が叫ばれています。そういった人材を確保するためにも、スマート林業の人材育成のための施設整備なども行い、そういった教育を行っていこうということも計画の中に盛り込んでおります。

基本的には、そういった今まで培ってきた森林、林業の教育分野を町外に向けて人を呼び込むということを主の事業としております。また、その一環として、林業アカデミーというものが中心になってきますので、その学生の確保などを促進して、地方から人をさらに呼び込むということを目的として、寮も一体的に整備するという計画となっております。

説明は以上となります。

○櫃田委員長 質疑ございますか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 先日までの聞き取りの中で、この施設の、いわゆる寮としての活用期間が、最大、学生が2年間まで入れるというような話を伺ったんですけども、実際、実施計画書を見ると、12か月の滞在期間を制限とするというようなことが明確に書いてあります。非常に、これまでの聞き取りの中で、期間であったり、あるいは誰が入れるのか、その条件、そういうのを伺ったんですけども、どうも実施計画の中身とマッチしない。もうちょっと実施計画を調査しなければ、この予算に関しての、適正かどうかというのがどうも判断できませんので、私は。もうちょっと時間のほうをいただきたいなと思います。

どっちにしても、1年って書いてあるのが、なぜ2年でできるかということを答弁されたのか、そのことについて伺いたいと思います。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 2年というふうに述べましたのは、内閣府のほうの担当者のヒアリングの中で、地方への人の流れを促進するのがこの事業の一番の目的だということがありまして、長期で住み続けるということではなくて、2年程度で回してほしいということだったと思います。

この事業計画としましては、やはり先ほど高木のほうも説明しましたが、森林教育であったり、林業を中心に、中央から、都会のほうから人を呼び込んでくるという事業になってくると思います。その中で、森林教育があったり、また、もう一つ、林業アカデミーというところがあって、現在、県外からいろんな生徒さんが来ておられるというふうに思っております。その中で、この計画としては、やはり汎用性のあるものということを書くの

は非常に難しいというふうに考えております。計画としては、この林業アカデミー、森林教育っていうものを中心に、9床つくる、9個ある部屋を埋めるがために、こういった取組をしていくということになるというふうに思っておりますので、最初から住宅施策というように、公営住宅というような形で整備をするというのは交付金自体の本旨に合わないというところが出てきます。ですので、この交付金を使うに当たっては、やはりまずは森林教育、林業アカデミーというところを活用しながら、まずは9つの部屋を埋めていくように計画を実行していくということになるというふうに認識しております。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 説明を前、受けたときに、ここに入れるのを想定したのが、アカデミーの学生の寮という名目だけど、アカデミー、寮に限りませんよという説明を受けたように自分、記憶しておるわけなんですけど、ここに書いてあるのでは、要するに、近隣の自宅から通学可能な人もいるので、9床とするという部屋の数を設定されておられます。その中で、43平米ですか、広い広い、本当、20畳もあるような部屋を用意する必要があるのかどうなのか。この設計自体、それをなぜ9床にされたのか。当初の説明は12床であったのが、こんな広い部屋を用意して、1年だけに入られる学生のために、こんな広い部屋を用意されたということ。

要するに、まず1つは、すみません、申し訳ない、1つは、学生寮に限定されたものなのか、どうなのか。前の説明はそうではありませんという説明だったのが1つ。それと、12床から9床に減らされて、43平米もあるような広い部屋を2部屋つくられたという、その狙いをちょっとお伺いしたいと思います。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 実施計画上は、林業アカデミーや森林教育を進めて、林業先進地が広げる日南町型フォレスター育成プロジェクトというふうにありますように、森林というものを活用しながら、日南町の中で、森林教育というところで交流を進めていく、また、アカデミーというところで、そこに1年間住んで、できれば日南町に残って働いていただくというところの取組になるかと思います。

その中で、限定するっていうのは、計画書上は、やはり全てを埋めるがためにこの部屋をつくるという形になるかと思います。空いた場合にどうするかというような記述は計画書上、非常に書きづらい部分があるところがあります。ですので、まずは9床が必要だから、この取組を進めるという御理解をいただければというふうに思います。

それと、12床をなぜ9床にしたか。12というのが林業アカデミーの定員数だというふうに思います。それを9床にしたというのは、自分がこうやって日南町に初めて来られて、住むに当たり、これは担当課だけの意見ではなくて、林業アカデミーのほうとも協議をしまして、やはり快適性を求めたというところで、ただ、その中で、施設上の制限というところがございます、より広い面積を、ちょっとでも広く部屋を取る場合に、一番大きい部屋が40平米を超えるという大きいものになってしまったというところはございますが、やはりそこについてはより快適性を求めた宿舍を設置したいというところがありまして、定員は12ではありましたが、9つに修正をしたというところがございます。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 便宜上、43平米、これ、居住スペースだけでも20畳はあるんですよね。そこを1人の学生が1年間だけ占有できるというつくりになっているわけで、これをなぜ定員が12名で、12名の部屋というののほうが、この交付金を仮に申請されるときには筋が通ると思うわけなんですよ。それをなぜ9床にするほうが筋が通るいうか、その交付金のあれにはマッチするという、その考え方が私、ちょっとはっきり言って分かりませんがね。12人の定員があつたら12床を交付金として要請してもいいし、実際問題、12あれしても居住スペースほどで、最初にもらったのが、大体10畳から12畳の居住スペースが、10畳から12畳のスペースがあると思うわけなんですよ。実際、多くの大学、地方から出て、都会のほうで暮らされる方の1Kのアパートとすれば、10畳もないところで4年間を過ごして、学生生活を過ごされるというのが一般的で、そこをなぜ、この43坪、要するに20畳の部屋を用意せなければならないかということ。それが12人の定員に対して、9床しか用意しなかった、それが妥当だという考え方が私、ちょっと理解できないわけなんです、その点は検討の俎上に上がらなかったわけですか。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 交付金上、12床から9床っていうことがそもそもどうなのかというところで、交付金につきましては、部屋の数というのは町のほうがどういう、この事業をやりたいかというところに関わってくるというふうに思っていますので、当初12床で一度は説明させていただいたんですけども、それを9床にして、最終的に9床っていう形で実施計画のほうを提出させていただいて、それを受理させていただいて、今、審査を受けているという状況でございます。

12床から9床にしたというのは、おっしゃられるとおり、12床あれば、全ての学生

がそこに入れるということになります。ただ、やはり他のアカデミー等で造られた寮とかを見てみますと、やはりそれよりも大きい、委員言われました、10畳ぐらいよりももう少し大きい、新たに構える場合には、やはり大きいものを造られたりということがされておりまして。既存の施設については、20平米をちょっと切るぐらいの小さいものもありたりしますが、そういったところだと、やはり寮がせつかくあっても、なかなかプラスポイントにならないというようなアカデミーのほうからの意見もありまして、町としますと、できる限り大きい部屋を設けて、快適性というものを重視したいというところで、もともとありましたちょっと大きめの5つの部屋で、残りの7つの部屋、小さかったものを改修をして、少しでも快適性を重視したというようなところで、9床にしたところです。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 自分、素人ですけど、既存の今ある建物を改造してされるのに、今の壁とか、そういうものを残したら、ちょうど12床の部屋になるわけなんですよ。これを、壁を取ったり、それから、また新たに壁を造ったりする設計をもって、9床に減少されているということなんですよ。それ、意味なく経費がかさむというような懸念もするわけなんです。その点についてはどのように検討されましたか。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 そこにつきましては、そこを当初設計されてた設計事務所のほうに相談をしてみたんですけども、小さい部屋で、21平米の、一番最初に報告させていただいたサイズの部屋を設けたときに、各部屋にトイレ、風呂、洗濯機、冷蔵庫を置くというときに、キッチン側をもう少し部屋のほうに広げて、キッチン側のスペースを広げないといけないということが出てきます。ですので、そうやってキッチンのスペースを若干広げたりという部分と、それと、新たに部屋をニコイチにしたり、3つのものを2つにしたりというところで、壁を壊すところもありますし、新たにつけるところも1つあったかと思えます。という部分については、経費については、さほど変わらないではないかというところで、見積りのほうをトータル2億5,000万でいただいたというところです。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 以前も、家賃のことについて、特に私、気にしたわけですね。島根の研修センターは9,000円だと。本当に研修される方ですから、そないに実収入というんか、研修費用ぐらいなもので、本当に低額だと思うんですが、そこで、3万から3万2,000円、そして、例えば電気代とか水道代は共益費という形に、この中に入っておればいい

んですが、これをプラスアルファすると、本当に研修であるならば、私の思いは、一般のアパートとか、そうじゃなしに、島根の大学校のように1万ぐらいが本当に研修する範囲かなと思うんですが、こういったことで、話は飛んでしまいますけど、実はあかねのほうにもこれから研修する建物を建てようとしております。じゃあ、そこの家賃は幾らするのか、要するに、民間アパートと同様にするのか。今、この金額でいきますと、こちらのアカデミーのほうについては、民間よりは安いかもしれませんけども、私が思うのには、あかねのときでも19部屋で言われて、集会するところ、キッチンができるところは1か所という話が今、現在出てます。そうすれば、研修を目的にされる宿舎なんで、大きな部屋もありますんで、大きな部屋でキッチンであるとか共通の部署にして、やっぱり各部屋は自分の本当の生活のスペースを十分、だから、洗濯機というのは個々に1台ずつなんて要らないと思います。私は過去に200人の寮におりまして、洗濯機は10台もありませんでした。要するに、20人に1台ぐらいだったんですよ、昔の話をしたらいけませんけども、やはりいかに、研修を目的とするところで、それで、安価で、そして、自分のプライバシーを守れるような部屋で十分だと思うんですよ。あまりにも、先ほど同僚委員が言われましたように、20畳、それは研修1年終わった後で、自分で民間で行ったり、結婚するときにはそういったところにするべきだと思うんですよ。もう一度、この辺、寮の中身と費用、本当に研修生のためになるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 おっしゃるとおり、よその家賃とかを見ますと、大きく高い部分があるのかなというふうに思います。今回、こういった事業を使う中で、やはりこの事業の自立性というところで、参考に、今回の家賃のほうをしたのは、ひだまりの家のほうを参考にしております。最高で3万円というところで、そこをベースに、ひだまりと同様に、委員おっしゃられました、電気、水道につきましては、込み込みの値段でしたいというふうに考えております。

確かに、安価で入って学んでいただくというところも必要だと思います。ですが、今の御時世、なかなか共同でいろいろ物を使うというところが難しいとかいうところもありまして、各部屋にトイレであったり、お風呂であったり、洗濯機のほうも設置をしておくほうが、イニシャルとしては経費がかかるのかもしれませんが、入ってからの居住環境としましては、十分なものが確保できるのではないかなというふうに考えております。そういった内容で実施計画のほうも考えておりますので、この内容で御理解をいただければと

いうふうに思います。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 まず、今、寮の部屋の広さのことが問題になってまして、ちょっとなかなか資料を見つけ切らないんですけども、イメージされている寮の、何ていうんですかね、最近造られたものについては広い部屋を準備してるというような、イメージされてるものがあるのであれば、資料を出してもらってもいいのかなと思うんですけど、その辺は。入っ
とる。（発言する者あり）

本当に。（発言する者あり）

違う違う、そうじゃなくて。今の部屋があるのは知ってます。だから、要するに、今、この広さにするについては、ほかでこんなに広い部屋の寮があって、そこには学生がたくさん来てるみたいな、そういう経験があって、うちでもそうしたいって言ってるのかと思ったんですけど、そういうわけではないんですか。そうじゃない。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 すみません。その資料につきましては、また後で上げさせて、よそで、全てのアカデミーといいますか、林業大学校の資料を持っておりませんが、1つは持っておりますので、そちらが日南町の寮の、寮といいますか、宿舍の1部屋よりは広いというところのものもあって、そこは新築されたというところで、アカデミーのほうもそこを見てこられて、こういったものが理想だねっていうところを言っておられまして、そういったところもありましたので、それにつきましては、また、パンフといいますか、チラシのようなものですが、また提供させていただきます。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 競争が激しいということで、学生さんが来るための一つの選択の、何ていうのかな、判断する材料にはなるのかなとは思いますが、寮の内容というのは。

それと、また確認なんですけれども、別のことで確認なんですけれども、この予算として、財源として、半分は国が出してくれると、もう半分は森林整備基金から出すということのように見受けられます。これは、確認ですが、過疎債など、ほかのものは充てられない、森林整備基金、基金を使うか、町の自主財源を使うかしか選択肢がないという理解でよろしかったですか。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 交付金の裏の半分というところですが、今回は譲与税を、基金にためた

ものを使う予定にしておりますが、過疎債等も使えるというふうに認識してます。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 過疎債を使えるのに使わないというのはちょっとよく分からないんですけども、森林整備基金は全然利用の限定がないので、ソフト事業にも使えますし、いろいろなほかのハード事業にも使えるということがあると思います。今回、もう言ってしまうと、ごりごりのハード事業なわけでして、1年目に関しては。こういうものについては過疎債を充てれば、当然交付税措置もあるわけで、より有利になるかなという感じもするんですが、その辺りはどうなんですか。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 起債を使うということも検討はしていましたが、基金につきましては、将来的にこういった寮を建てるとか、そういったものに活用するというふうに、そのためにためていたというところもございますので、ハード事業に使うということでためていたというところもありますので、ですので、今回、林業アカデミーの学びの部分であったり、宿舎の部分であったりというところに活用するために活用したいと思っておりますし、起債のほう、やはり借りると返さないといけないというところもあります。繰上償還をしたりとか、今後の町の財政の中で、借入れの制限といいますか、平準化していくとか、いろいろ検討する中で、今回はこの事業には起債を使わずに、基金のほうを活用したというところでございます。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっとこの間から起債の、何ですか、起債の上限額ということが話題になっているわけですけども、病院の関連で。その内容を説明いただいてないので、いま一つよく分からないというところはあるんですけども、単純に考えれば、過疎債を使えば7割交付税措置されるということで、後で返さなきゃいけないというのはあるんですけども、だから、例えば残り3割を森林整備基金から出すということも単純に可能なわけです。その辺ですよ。何か基金があるから安直にハード事業に使おうというようにも聞こえるんですけども、その辺りのことはどうなんでしょう。将来的、全体像が見えてないんで、ちょっと私もどう言ったらいいのか分からないんですけども。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 今回につきましては、基金があるからじゃなくって、こういった事業をするために、ハード事業をするためにためていたというふうに、基金を積んでいたという

ふうに御理解いただければというふうに思います。

過疎債も必ず、今は毎年、過疎債が100%、ハード事業はいただけるというようなこともございませんので、その中で、町の中で、貴重な特定財源を取捨選択していく中で、過疎債というのを活用していかないといけないと思いますので、今回、この事業については森林整備基金、環境譲与税をためていたものをようやく使うときが来たというふうな認識をしております。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 じゃあ、7年度の過疎債の枠がもうこれには充てられる枠がないという、そういう理解で、違うの。そういう説明だったんじゃないんですか。

○櫃田委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 枠は、正直、やってみないと分からないというところがございます。国の枠は決まっていますので、そこを各、全国の市町村のほう希望して、どれだけ取ってくるかということになりますので、そこで、全体の枠が不足すれば、町は100希望してたけど、80しかつかないということもありますので、現時点で、7年度の起債がつかないということではなくって、町の財政運営の中で、これについては基金を活用して、また別の事業で起債のほうは活用するというふうに整理をしております。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 今、予算審査の最中でありまして、この意見書が出ている内容として、この交付金の活用が妥当か妥当でないか、それが日南町の住宅政策を考える上で、この交付金の、限定された交付金を活用するのが正しいかどうか、それと併せまして、部屋の数と広さに対して、これが妥当であるかないのか、これは今、私たちの議員間討議の中で問題になっているところでありまして、また、これはもう一度、最初委員長がおっしゃられたように、もう一度議員間で話し合ったらと思います。

○櫃田委員長 答弁はよろしいでしょうか。

そのほかよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、農林課にはここで退室していただいて結構です。

青年結婚・UIターン促進事業ですけども、地域づくり推進課からちょっと報告ございまして、令和6年度、実績ゼロ、令和5年度1、令和4年度1、それで、やめた理由ですけども、やはり実績もないし、今後がちょっと望めないということです。以上です。

近藤仁志委員。

○近藤委員 この青年結婚・U I ターン促進事業ですけど、これは地域づくり推進課ということになりますけど、こども若者未来課ですか、に要するに、婚活事業45万5,000円、婚姻奨励事業として150万円、予算計上されております。基本的にこの事業がかかるものでありまして、実態として、やはり集約して、この婚活事業を進めていく上には、これは意見書として出す必要はないと思います。それよりも、この予算措置をされている事業を私たちが注視して、後押しするべきだと私は考えます。

○櫃田委員長 荒金敏江委員。

○荒金委員 その後、いろいろ聞いてみましたら、委託された事業でも農業者との結婚に結びついた例もないことはないというふうな話も聞きましたので、私はこの意見を取り下げようと思います。

○櫃田委員長 取下げでよろしいでしょうか。

○荒金委員 はい。

○櫃田委員長 それでは、提案者から、青年結婚・U I ターン促進事業が取下げということになりましたので、その次の農業後継者育成対策事業、このことについては、上げるか下げるか、どういたしましょうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これは上げるということじゃ、まだ決まっていなかったんですかいね。

○櫃田委員長 ええ、保留ということで。

○岩崎委員 保留か。ほんなら、いろいろと話を伺いました中で、やっぱり私はこれを上げたいと思います。でもって、同じ意見が2人から出ておりますので、これは1つにまとめて、この後、それで、ちょっと案をつくったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○櫃田委員長 かしこまりました。

そのほかございませんか。そのほか意見はありませんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 全体としてですけども、いろいろと取り上げる意見というのがまとまったわけなんですけども、文章の書きぶりとか、あるいは意見を、2つ出しておるものを1つにまとめたりとかということがございますので、この後、若干時間をいただいて、委員長のほうで整理していただいて、再開という形を取られたらいいかと思いますが、どうでしょうか。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 一応ここで文言のあれを、今、岩崎委員がおっしゃられましたけど、丸々、今、正副委員長のほうに丸投げということになしに、取りあえず1つずつ見て、その文言はおかしいではないか、こういったことを入れてほしいかということが、言葉を入れたほうがよいではないかという時間を設けたほうが私はよいと思います。

○櫃田委員長 分かりました。

まず、農業後継者育成対策事業は、これを審査意見として上げるべきだと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 では、これは上げるということで、それでは、最初、まず、まとめるものもありますけども、ここで消防施設整備管理事業から少し文言の整理を行ってから、休憩ということにしたいと思いますので。

では、読みます。（発言する者あり）

自衛消防が管理する消防ホースが経年劣化による機能不全となった場合、更新費用の2分の1を補助しているが、地域防災に無給で貢献している自衛消防に補助残を強いるのは矛盾を感じる。全額補助をもって年次更新に当たるべきである。

これについて、文言はいかがいたしましょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 ちょっと1点ですけど、自分が出したことで、実際、無給という言葉を使っておりますが、これが皆さん方がちょっとおかしいじゃないかという意見がありました。私は出動手当も、それから、毎年の手当がないもので、それをもって無給という表現をしました。その点を皆さん方の了解を得たいと思います。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 私も以前、自治会の自衛消防団を12年やって、こういった費用も実際にやってきました。それで、私、令和6年度の日野上まち協の費用、自衛消防に係る費用を各自治会に割り振りし、その割り振りされた自治会が実際にどのように使うかということも予算書に出とるわけです。これは、まち協ができて十三、四年になるんですけど、そのときに一括、全てまち協さんで、まち協さんに一旦、自治会長手当も自衛消防団も活動費もいうことで出されてるそうです。

実はこれを事細かく確認しよう思うて聞いたんですけど、過去のどのような配分で、例えばホースはどうなのか、小型ポンプがあるところは要らないとか、あるところは年間1

万とか2万とか、それは各まち協さんでいろいろされとるんですね。これは幅広い、統一せないといけないんですね。それをやると長くなるんで、今回は消防ホースに限り全額補助というのが当たり前じゃないかという意見書にまとめたほうがいいと思います。だから、例えば自衛消防の補助の残りを使うような文章もありますし、そうじゃなしに、無給とかもやめて、端的に自衛消防団のホースについては、町が全額補助すべきであるぐらいにしたほうがいいんじゃないかなと、私はそう思います。

それと、もう一つは、自衛消防というか、これは自衛消防団、「団」を入れてほしいなと。やっぱり自衛消防団が中心にやっています。まず、イの一番に行くのは自衛消防団ですから、だから、自衛消防団が日頃、安心、安全をしていただくのは、自衛消防団が管理するという文章はいいです。2行目の途中、補助残は抜くとして、それから、無給もちょっとカットしてはどうでしょうかと思うんですが。（発言する者あり）

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 自衛消防とか自衛消防団という表現が出てくるんですけども、実際に補助先ってというのは自治会になるわけなんで、恐らく、ですよ。だから、ここら辺りの補助を誰が、要は今のホースの管理責任は誰があるのかというようなところもしっかり考えんと、このままでは、自衛消防団への補助ってなると、各分団への補助ということになりますけども、そこら辺の補助の在り方も明確にきちんとせんといいんと思います。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 自衛消防はあくまで自治会の中の組織で、例えば各公設消防の分団ではなくて、自衛消防なんで、その責任者、トップは自治会長なんで、だから、自治会にと。その中の消防団組織という形に明確にすればいいと思いますし、それから、自治会によっては、今、無給というんか、ちょっとお礼の意味で、ちょっとこれでしてくださいとか、それはもう自治会の範囲の中でやってるとか、そこまで踏み込まない。あくまで、もう消防ホースの補助と、全額補助ということというようにしたほうがすっきりいくんじゃないかと思うんですが。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 すみません、今、消防ホースの2分の1を補助して、破れたやつを更新するというの、そのあれはまち協に出とるんじゃないと思うわけなんですけどね。どこに出とるだらあか。要するに2分の1補助をしたお金というのは。私は自衛消防団のほうに出とるかと思って、こういう書きぶりしたんですけど。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 これは各まち協ですから、恐らくベースは一緒だと思うんですね。その中に収支で、自衛消防団運営補助金の中にいろいろ入ってます、自治会運営補助とか。これはどこの自治会いうんか、まち協を基準にされてますので、ですから、言うように、あくまで今回はホースに限ってということで、事細かく言いますと、聞けば、小型ポンプがあるところについてはちょっと補助金はまた違うんですよ、自治会によって。小型ポンプないところはゼロです、そういった機材によっては。だから、具体的にいくと、生山はゼロです。小型ポンプはありませんので。だから、あるところは2つの自治会、2つで小型ポンプあるから、補助金を加えた、そういうどうも取決めがあるようなないようなことなんで、それまでいくとちょっと今回大変なんで、聞き取りが。だから、今回は、私はもう消防ホースに限りというぐらいでしていただければいいです。だから、それでよろしく願います。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 消防ホースに限るという条件で書いとるわけでした、これは。それ以外のことは一切書いてないつもりであります。

それで、自分がこれ、皆さん方に賛同いただいたわけなんです、無給という言葉が正しいか正しくないかをちょっと皆さん方に。本当に日当も手当もないわけでした、ただ、一括交付金という形で活動費としてもらってるもので、それを団員のほうに配るようなことはしてない状況ですので、これは無給という表現でよろしいですかということは、自分、ちょっとお伺いしたんです。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 私はあえて無給と書く必要ないと思います。各自治会の範囲でやっていただければいいと思います。逆に、寝た子を起こすようになって、そしたら、一回当たり何ぼ出せとかなる可能性もあるんで、私はこの文は書く必要ない。各自治会の裁量の中でやればいいことです。以上です。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 消防団員が云々ということも書かずに、もう単純に、自衛消防団のホースについては全額を町が補助することでもいいんじゃないですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○櫃田委員長 荒木博委員。

○荒木委員 同じことですが、ちょっと文章的に。自衛消防団が管理する消防ホースが経年劣化による機能不全となった場合、現在、自治会が2分の1を負担しているが、消防ホースの更新については全額町ですべきであるということです。（発言する者あり）

○櫃田委員長 では、次、電算管理運営事務。

ガバメントクラウド接続用の代替ネットワークとして、携帯電話通信事業者のネットワークを利用する予定である。しかし、携帯通信事業者の光ケーブルの一部は町が敷設した光ケーブルを使用しており、さらに敷設ルートも同じ電柱を経由している。そのため、災害時における代替ネットワークとしての実効性が懸念される。については、衛星通信など、より実効性の高い代替ネットワークの投入を検討されたい。

これについては。（「よし」と呼ぶ者あり）

次の農業後継者育成対策事業。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これは意見が同じ事業に対して2つありますんで、正副委員長で取りまとめて、この後、たたき台をつくっていただければと思います。よろしくお願いします。

○櫃田委員長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次。収入保険の支払い保険料の20%助成が10%に激減され、令和7年度を最後にこれを廃止する方針が示された。有資格者の加入率は70%超であることを廃止の要因と説明を受けたが、経営の安定を目標に掲げてあり、過去3年間の保険料助成額307万円に対し、保険金受取額は5,977万円と、所得補償に貢献してる。経営の安定が不十分な若手トマト農家の育成や、技術が未確定の上、環境変化に左右されるオーガニック栽培など、日南町が推進する農業振興と相反する制度の延長を望むが、廃止の決定に至るなら、さらなる代替案を示した上で、廃止されるべきである。

これについてはいかがでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 これも大変申し訳ありません、自分が出した意見ですが、この数字に対しては確証を得ておりますけど、あえてこの数字を上げずに、費用対効果は顕著であるという表現にさせていただきたいと思います。よって、3行目のところの、何々を目的に上げてあり、費用対効果は顕著であるとした上で、経営の安定が不十分なというところにつなげて、この数字に関しては上げないほうがよいではないかと、提出者としての考えです。

○櫃田委員長 そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、次、病院事業会計。

外国人材支援手数料4名に対して、費用見込額625万9,000円、1人当たり156万5,000円であるが、一方、留学生の入学等に係る負担金、7年度、334万8,000円と、地域づくり推進課、90万円の予算額であるが、留学生2名の入学から研修の3年間で約1,000万円、1人当たり500万円と多額の費用が発生する。また、3年後、病院に5年間勤務できない場合は、貸与額総額387万円の奨学金返済について協議するとの契約になっているようであるが、具体的に借用者に対し明確に理解させるべきである。将来のトラブルを未然に防ぐためにも重要と考える。また、外国人制度や実績のある事業者の情報収集等をさらに進めることが必要である。

これについては。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 最初の4行ぐらいは、いわゆる外国人材育成の関係の金額のほうを記載してあるんですけども、この辺はちょっと省いて、また、3年後、病院にとかいうところで、いわゆるここでおっしゃりたいのは、奨学金の返済というものがしっかり外国人研修生で雇用された方に理解していただけるかどうかということと、初めて国外から人を雇う日南病院、しっかり情報を得ながら、途中で辞めてもらわんようにいうことを書ければいいんじゃないかなと思いますんで、どうでしょうか。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 そのとおりだと思います。ただ、もう一つ自分が懸念するのが、要するにミスマッチというかな、勤務実態いうかな、勤務概要いうかも、やはり要するに奨学金の返済と勤務概要を、実際に勤務したときの作業などを具体的に使用者に対し明確に説明し、理解させ、将来のトラブルを未然に防がれたいというような感じはどうでしょう。そういうことで。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 お二人の御意見いただきましてありがとうございます。前段はあくまで背景を言ったわけで、皆さんが理解していただければ、それで十分です。要するに、本当に慎重にしてあげてくださいと。本当に研修生が日南町で働けて、それで、例えば5年間、5年以上、ありがたいんですけど、スムーズにトラブルなしでやっていただくという思いで書いております。お二人の御意見、ありがとうございます。それで修正していただいて結構でございます。ありがとうございました。

○櫃田委員長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開を１５時５０分いたします。

〔休 憩〕

○櫃田委員長 予算審査を再開します。

予算審査特別委員会意見（案）の中間取りまとめを行います。

まず、一般会計の総務課から。消防施設整備管理事業。

自衛消防団の管理する消防ホースが経年劣化で使用不能になった場合、自治会が更新費用の２分の１を負担している。町が全額を負担すべきである。

このことについて。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

地域づくり推進課、電算管理運営事務。

ガバメントクラウド接続用の代替ネットワークとして、携帯電話通信事業者のネットワークを利用する予定である。しかし、携帯通信事業者の光ケーブルの一部は町が敷設した光ケーブルを使用しており、さらに、敷設ルートも同じ電柱を経由している。そのため、災害時における代替ネットワークとしての実効性が懸念される。ついでに、衛星通信など、より実効性の高い代替ネットワークの導入を検討されたい。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。（「私はいいです」と呼ぶ者あり）

では、次、農林課。農業後継者育成対策事業。

日南町農業者社会保険料等支援補助金は、農業経営体が雇用する農業従事者の社会保険料の事業主負担分の一部を助成することで、農業従事者の社会保障の充実と地域農業の振興を図ることを目的に、令和３年度に制定し、運用してきた。しかし、十分な効果、評価が行われないまま、補助期間が５年を迎える前に、令和７年度の予算計上が見送られた。一方で、林業経営体向けに社会保険料の一部を助成する担い手育成対策事業は、令和７年度も予算化されている。農業も町の基幹産業であることを踏まえれば、農業経営の安定化と従業員の福利厚生のために社会保険料助成の継続を検討されたい。

近藤仁志委員。

○近藤委員 内容的にはいいですけど、日南町社会保険料等支援補助金と、その後段にあります、農業経営体が雇用する農業従事者の社会保険料の事業主負担の一部を助成することというのがダブっておりますので、日南町農業者社会保険料等支援補助金は、農業従事者の社会保障の充実と地域農業の振興を図ることを目的に続けるほどでよいではないかと私は思います。

○櫃田委員長 どこを切りますか。

○近藤委員 だけん、農業者社会保険料等支援補助金は、それから、「は」から、2行目の「農業従事者の社会保障の充実と」につなげたほうがということです。

○櫃田委員長 分かりました。

そのほかございませんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この部分が、後段の、「一方で」というところがありますね。林業経営体に向けに社会保険料の一部を助成すると、いわゆる農業経営体への保険料の補助だよということを明確にしないと、「一方で」の、要は林業経営体向けの社会保険料の一部を助成と対比ができないと思うんですが、どうでしょうか。

○櫃田委員長 そしたら、どうしたらよろしいでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 社会保険料というのが、支援補助が、ちょっと待って。

○櫃田委員長 はい。

近藤仁志委員。

○近藤委員 目的は新たに、明らかになっているわけですし、ここに農業従事者の社会保障の充実と地域農業の振興を図ることを目的とされているので、そこに農業経営体に対しての補助であるということを書く必要は、はっきり言って、私はないような気がするわけです。（発言する者あり）

○櫃田委員長 いかがいたしましょうか。（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

じゃあ、このままで。

じゃあ、これ飛ばして、次、行きましょう。

収入保険の支払い保険料の20%助成が10%に減額され、令和7年度を最後にこれを廃止する方針が示された。有資格者の加入率が70%超であることを理由に廃止との説明があつたが、費用対効果は顕著である。経営の安定が不十分な若手トマト農家の育成や、技術が確立されておらず、環境変化に左右されるオーガニック栽培など、日南町が推進する農業振興の方針と相反する。制度の継続を強く望む。

よろしいでしょうか。このままで。（「はい」と呼ぶ者あり）

林業後継者育成対策事業については21日に行いますので、これはそのまま次回へ。

次、日南病院。病院事業費用。

外国人留学生には学費や住居費に充てる奨学金として３８７万円を貸与するが、病院で５年間勤務しなければ返済が免除されないこととなっている。奨学金返済免除の条件については日南病院と留学生との間で協議し、契約を結ぶこととなっているが、将来のトラブルを未然に防ぐためにも、雇用条件と併せ、十分に理解させる必要がある。また、継続的な雇用を確保するためには、外国人雇用制度の調査や実績のある人材紹介事業者からの情報収集をさらに進める必要がある。（「オーケー」と呼ぶ者あり）

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほか。

岡本健三委員。

○岡本委員 形式なんですけれども、１、一般会計というふうに一番最初のところに書くのであれば、日南病院の前に、２、病院事業会計と書く必要がありますが、むしろ、一般会計を消してしまって、もう課ごとの分類にしたほうが簡単かと思いますが。

○櫃田委員長 はい、分かりました。

○岡本委員 ということを提案します。

○櫃田委員長 そのほかございませんか。（発言する者あり）

それでは、先ほどのやつをもう少し、ここでちょっと考えていただいて。

○（ ） いや、幾らやっても切りがないんで。当事者同士でちょっと話し合っ
てやらんと際限がない。

○櫃田委員長 分かりました。

では、暫時休憩いたします。再開を１６時２０分いたします。

〔休 憩〕

○櫃田委員長 予算審査を再開します。

文章の校正にもう少し時間を要しますので、ここで暫時休憩いたします。再開を１６時４５分いたします。

〔休 憩〕

○櫃田委員長 予算審査を再開します。

農業後継者育成対策事業と病院事業費用については、配付の資料のとおりでございますけれども、これについて何か質疑ございますか。意見ございますか。（「なし」「よろしいです」と呼ぶ者あり）

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、本日はこれにて閉会いたします。

次回を３月２１日金曜日の１３時から行います、総括を行いますので、よろしくお願いします。

それでは、本日、閉会いたします。お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日
委員長

副委員長